第9号



いぬわし君の

# F Journa

令和2年5月1日

石川県警察本部

交通企画課

076)225-0110

### 5月はサイクルマナーアップ強化月

## 会別周近則を守ろう

5月5日は 自転車の日

#### 自転車は、車道が原則、歩道は例外

〇 道路交通法上、自転車は「車両」となり、歩道と車道の区別が あるところでは車道を通行するのが原則です。





#### 2 車道は左側を通行

○ 自転車が道路 を通行する場合 は「左側」を通 行しなければな りません。



#### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 〇 自転車が歩道を通行する場合 は、車道寄りの部分をすぐに止 まれる速さで通行しましょう。
- ※ 歩行者通行を妨げるおそれが ある場合は、一時停止しなけれ ばなりません。



#### 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯







○ 交差点での信号遵守と 一時停止・安全確認



#### 子供はヘルメットを着用

子供に限らず、全員がヘルメットを着用するようにしましょう。





〇子供(幼児、小学生、中学生)、高校生の交通事故について〇

過去5年間の県内における交通事故をみると高校生の死傷者数は4月~6月が最も多く、そのうち自転 車乗用中が約7割を占めています。また、子供の事故も同様に死傷者数のうち、自転車乗用中が約4割と 最も多くなっています。交通ルールやマナーを再確認し、安全で安心な自転車運転をしましょう。

ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】



- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。(アドレス www2,police,pref,ishikawa,lg,ip/)
- ◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。

